

一般社団法人和歌山市消防協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人和歌山市消防協会（WAKAYAMA CITY FIRE-FIGHTING ASSOCIATION—略称 WFA）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、火災、地震等による災害から和歌山市民の生活を守るため、消防及び防災に関する知識の普及及び啓発、調査及び研究、講習会の開催等を行うことにより、防火管理体制及び防災管理体制の強化の促進を図るとともに、災害に強い街づくりを目指し、もって社会公共の安全及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 消防及び防災に関する知識の普及及び啓発
- (2) 消防及び防災に関する調査及び研究
- (3) 防災講座及び消防・防災に関する出前講座等の開催
- (4) 防火委員会、婦人防火クラブ等防火協力団体の育成支援
- (5) 危険物防火研究会、防火管理者連絡協議会、L P ガス防火研究会等に対する指導育成
- (6) 自主防災会の育成支援
- (7) 市民防災大学公開講座等の開催
- (8) 防災学習センターの管理運営業務等の実施
- (9) 防火管理者、防火・防災管理者新規及び再講習会の開催
- (10) 各種救命講習等の開催
- (11) 患者搬送等乗務員講習の開催
- (12) 消防交友会に関する事務受託
- (13) 消防顕彰碑運営委員会に関する事務受託
- (14) 機関紙の発行

- (15) 各種講習テキスト、防災グッズ、消火器、住宅用火災警報器等の販売
- (16) 消火器等の廃棄処分
- (17) 各種団体保険等に係る事務
- (18) 消防職・団員に対する表彰
- (19) 飲料品、食料品、煙草及び図書の販売
- (20) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 次のいずれかに該当するもの。

ア 和歌山市内に事業所又は営業所を有し、防火管理者、危険物取扱者又は高圧ガス販売主任者を置く法人若しくは団体又はこれらのものをもって組織する団体

イ 前項のほか、この法人の目的に賛同し、かつ、防火防災に密接な関係を有する個人、法人又は団体

(2) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、社員総会において推薦されたもの。

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助しようとする個人、法人又は団体

2 この法人は、賛助会員の中から選出された正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、社員総会において別に定める基準により、会長がその可否を決定し、これを本人に通知する。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由のあるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。
- (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して3年以上なされなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部または一部の譲渡
- (8) 解散及び余剰財産の帰属の決定
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、社員総

会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が社員総会の議長となる。
(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。
(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

4 理事会において社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 1 項から第 3 項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第 18 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第 14 条第 1 項の理事会において定めるものとし、第 15 条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間据え置かなければならない。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事5名以上10名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち2名を会長、副会長とし、会長、副会長以外の理事のうち1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選任されたものをいう。以下同じ。）とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残任区間と同一とする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第 22 条第 4 項に規定する報告については適用しない。

（議事録）

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かねばならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 7 章 財産及び会計

（事業年度）

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業報告及び決算）

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第 1 号から第 2 号までの書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産計算書の附属明細書
- 2 第 1 項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。
 - 3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 4 前項の会員名簿をもって法人法第 31 条に規定する社員名簿とする。
 - 5 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局その他

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員15人以内を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。事務局長は、常務理事をもって充てることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この施行について必要な事項は、理事会の議決をもって、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、平成22年3月25日から施行する。
- 2 この定款は、平成24年6月12日から施行する。
- 3 この定款の変更は、定時社員総会（平成26年6月26日）の終結後施行する。
- 4 この定款の変更は、定時社員総会（平成29年6月20日）の終結後施行する。